

特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡

## 第 19 年度 (2022 年度) 通常総会 議案書

- 第 1 号議案：第 18 年度事業報告
- 第 2 号議案：第 18 年度決算報告
- 第 3 号議案：第 19 年度事業計画 (案)
- 第 4 号議案：第 19 年度予算 (案)
- 第 5 号議案：第 19 年度役員体制 (案)

日 時：2022 年 6 月 19 日 (日) 10:00~12:30

会 場：福岡市立早良市民センター 視聴覚室

オンライン (Zoom) 同時開催



## 目 次

### 第1号議案：第18年度事業報告

第18年度事業の概要 1P

第18年度（2021年度）理事会の経過 2P

1. 子どもにやさしいまちづくりネットワーク事業 5P

2. 子どもや家庭の孤立に働きかける地域づくり事業 8P

・里親養育支援共働事業（福岡市委託事業） 8P

・ネクストダイアログ・プロジェクト事業 10P

3. 子どもの居場所づくり事業 12P

・若者のふらっとホームサポート事業（福岡市委託事業） 12P

・居場所人材養成事業 13P

4. Children's rights share project（CRSP）事業（日本財団助成） 15P

5. 子ども・NPO 調査研究・子ども白書編纂事業 17P

.....

### 第3号議案：第19年度事業計画（案）

1. 子どもにやさしいまちづくりネットワーク事業 19P

2. 子どもや家庭の孤立に働きかける地域づくり事業 21P

・里親養育支援共働事業（福岡市委託事業） 21P

・ネクストダイアログ・プロジェクト事業 22P

3. 子どもの居場所づくり事業 23P

・居場所人材養成事業 23P

・若者のふらっとホームサポート事業（福岡市委託事業） 24P

4. Children's rights share project（CRSP）事業（日本財団助成） 25P

5. 子ども・NPO 調査研究・子ども白書編纂事業 26P

.....

### 第5号議案：第19年度役員体制（案） 27P

.....

■資料 設立趣旨書、定款、子どもにやさしいまち 福岡アピール 2021 28P

### ■別綴じ資料

・第2号議案：第18年度決算報告

・第4号議案：第19年度予算（案）

**第 18 年度事業の概要**

■「子どもにやさしいまちづくりネットワーク事業」では、「子どもにやさしいまちづくり」に賛同するネットワークの登録団体を、30 団体 202 人から、38 団体 268 人に増加させることができました。また、7 月には子どもと一緒に作るこまちひろばを初めて実施することができました。

**■里親養育支援共働事業（福岡市委託事業）**

オンライン開催となった新しい絆フォーラムでは、全国から 100 名以上の申し込みがあり、時機を捉えた適切なテーマを取り上げることができた。また社会的養護の分野のステークホルダーとの関係を深めることができた。里親委託率は 59.32%（2022 年 3 月 31 日現在）となった。

**■ネクストダイアログ・プロジェクト**

COVID-19 情報サイト「さぼころ」の開設と運用、株式会社 cotree との共働による相談窓口の運用を行った。また、全 3 回の ICT 研修、オンライン対話を促すための手引書の作成、タブレット端末の貸出を実施し、コロナ禍における児童福祉施設および里親家庭のニーズに対応した事業を展開した。

**■居場所人材養成事業**

若者ぶらっとホームサポート事業「フリースペースてい〜んず」では、スタッフのための手引書を改訂し、青年スタッフ・現場責任者 12 名との面談を実施、居場所づくりを担う人材育成に取り組んだ。年間を通して、スタッフ研修会の実施（2 回）、「ふくおか居場所ネット会議」への参加、市民フォーラム分科会「子ども・若者の居場所のつくり方」を福岡市連携事業として実施した。さらに新規スタッフ募集のための説明会を開催し、新規 7 名・継続 5 名の希望者を得た。

**■若者のぶらっとホームサポート事業(福岡市委託事業)**

中高生を中心とした居場所「フリースペースてい〜んず」では、週に 1 回の頻度で青年スタッフと参加者同士が安心して交流できる場を設けた。参加者延べ人数は 330 名(2021 年 4 月～2022 年 2 月)。

■Children's rights share project (CRSP) 事業（日本財団助成）では、今年度、従来からの子ども NPO センター福岡と NPO 等との関係が強化され、福岡市域を超えた新規の繋がりも生まれた。また、アウトリーチ型の講座を開催し、20 ヶ所・529 名の参加者に対して、子どもの権利や子どもアドボカシーの概念を提示・普及することができた。さらに 12 月の市民フォーラムでは、“子どもや子育てのリアルさ”に重きをおいた討論ができた。

■子ども・NPO 調査研究・子ども白書編纂事業では、昨年度 3 月末に『ふくおか子ども白書 2021』を発行し、販売を行ってきた。その発刊記念イベントを通して、全国の白書づくりを行っている団体などと知り合う機会を得た。

**■地域活動情報収集事業**

福岡市および早稲田大学社会的養育研究会からの委託により、福岡市内の子育て世帯が利用可能な子育て支援サービスについて、対象者やサービス概要、実施場所、利用方法、条件等を調査・集約し、地域資源リストとして納品した。

## 第 18 年度（2021 年度） 総会・理事会の経過

<b>第 1 回理事会</b> 2021 年 5 月 17 日 出席：17 名 内) 書面表決：2 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 17 年度事業及び決算報告に関して審議を行い承認された。</li> <li>・第 18 年度事業計画及び予算について審議を行い承認された。</li> <li>・役員体制について審議を行い承認された。</li> </ul>
<b>第 2 回理事会</b> 5 月 28 日 出席：17 名 内) 書面表決：9 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 17 年度決算の修正に関する件について報告があり承認された。</li> </ul>
<b>第 3 回理事会</b> 8 月 4 日 出席：15 名 内) 書面表決：10 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事務所の移転に関する件について審議・承認された。</li> </ul>
<b>第 18 年度通常総会</b> 6 月 19 日 会場： 特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡事務所 及びオンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 17 年度事業及び決算報告に関して審議を行い承認された。</li> <li>・第 18 年度事業計画及び予算について審議を行い承認された。</li> <li>・役員体制について審議を行い承認された。</li> </ul> 出席：正会員 62 名中 会場出席：2 名、オンライン出席：27 名、委任：6 名 書面表決：16 名
<b>第 4 回理事会</b> 10 月 6 日 出席：15 名 内) 書面表決：3 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業、予算執行、組織状況についての報告が確認された。</li> <li>・来期理事会・事務局体制に関する検討プロセスについて、審議・承認された。</li> </ul>
<b>第 5 回理事会</b> 12 月 20 日 出席：16 名 内) 書面表決：3 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業、予算執行、組織状況についての報告が確認された。</li> <li>・来期体制に関する件について審議・承認された。</li> <li>・総会・理事会のオンライン開催に関する変更について承認された。</li> </ul>
<b>第 18 年度臨時総会</b> 2022 年 2 月 27 日 会場： 特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡事務所 及びオンライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員定数に関する定款変更案が提案され承認された。</li> <li>・会議に関する定款変更案が提案され承認された。</li> </ul> 出席：正会員 64 名中 会場出席：1 名、オンライン出席：14 名、委任：7 名 書面表決：30 名
<b>第 6 回理事会</b> 2022 年 3 月 24 日 出席：15 名 内) 書面表決：4 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18 年度事業及び決算についての報告が確認された。</li> <li>・18 年度事業計画に関する件について確認された。</li> </ul>
<b>第 7 回理事会</b> 2022 年 5 月 24 日 出席：14 名 内) 書面表決：1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 18 年度事業及び決算報告に関して審議を行い承認された。</li> <li>・第 19 年度事業計画及び予算について審議を行い承認された。</li> <li>・役員体制について審議を行い承認された。</li> </ul>

## 第 18 年度（2021 年度）組織の経過

### ○子ども NPO センター福岡会員（2022 年 3 月 31 日現在）

【会員数】正会員：20 団体、41 個人 準会員：8 団体、15 個人 支援会員：2 団体、68 個人

ジャーナルや HP で会員の活動を紹介し、会員間の連携を意識して取り組んだ。またインターネット上での広報発信を継続して行い、マンスリー会員の増加につなげた。

### ○子どもにやさしいまちづくりネットワーク（2022 年 3 月 31 日現在）

【登録者】273 個人、38 団体

様々な機会を捉え、子どもにやさしいまちづくりに賛同するネットワークを広げ、情報発信を行った。

### ○子ども NPO ジャーナルの発行

2 回発行（10 月、2 月）

### ○各種ソーシャルメディア

#### ・ Facebook（2022 年 3 月 31 日現在）

【フォロワー数】1,027 名

2017 年 6 月に開設以来、イベント情報や事業について発信を続けフォロワー数の増加につなげた。

#### ・ Instagram（2022 年 3 月 31 日現在）

【フォロワー数】580 名

第 20 回市民フォーラムの広報戦略の 1 つとして、2021 年 11 月に開設した。フォーラム後もイベント案内や講座の様子を発信し、フォロワー数の増加につなげた。

#### ・ ホームページ（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

【ユーザー数】約 18,000 ユーザー（前年比 38.4%増）

自団体のイベントやお知らせの発信をタイムリーに行った他、会員団体の情報発信支援を実施した。

## 第18年度（2021年度） 常任理事会の経過

参加メンバー：重永、耘野、佐伯、花田、牛島、佐藤、藤本

回・日時	主な議題
第1回 2021年4月20日	5月理事会、6月総会に向けて、体制（理事会・事務局）、事業計画、予算についての整理 各事業の進捗状況について 他（事務局スタッフの有給消化、常任理事会手当、謝金単価表）について
第2回 5月9日	5月理事会、6月総会に向けて、体制（理事会・事務局）、事業計画、予算についての整理 「Children's rights share project」（日本財団助成）について 他（経理体制、監査、謝金単価表）について
第3回 6月10日	6月総会に向けて 事務所移転について
第4回 9月15日	来期体制に関する検討 理事会に向けての課題整理 市民フォーラムに向けて
第5回 12月2日	来期体制に関する検討 各事業の進捗状況について
第6回 2022年3月8日	2021年度事業の振り返り 決算の見通し 来期体制に関する検討 他（日本財団助成、基金、里親事業プロポーザル）について
第7回 5月7日	6月総会に向けて 来期体制について 今期決算報告及び来期予算案について

# 1. 子どもにやさしいまちづくりネットワーク事業

事業責任者：佐伯 美保

## 1) 目的・目標

目的：

市民の参加と成長のプラットフォームを創造的に構築し、子どもの権利を尊重した関わりや取組を行う個人や団体のネットワークをひろげる。また、子どもの権利条約を自治体レベルで実現する「子どもにやさしいまち」づくりへの賛同者のネットワークを福岡県内にひろげ、市民のつながりと協働で「子どもにやさしいまち」づくりを進める。事業を通じて「誰ひとり取り残さない」世界をめざす持続可能な開発目標（SDGs）のとりわけ（3）、（4.7）、（5.1）、（10.1）、（11.7）、（12.8）、（16.2及び16.7）、（17.17）の達成に寄与する。

目標：

- ① 子どもの権利条約を自治体レベルで実現する「子どもにやさしいまち」づくりに賛同するネットワークの登録団体を30から35に増やす。（240 団体・個人に）
- ② 子どもの権利の概念や子どもの権利に基づくアプローチ、子どもにやさしいまちづくり等について、子どもと共に学び交流する場として「こまちひろば」をオンライン&オフラインで交互に毎月開催する。（参加 30 人/回）
- ③ 市民に開かれた社会発信の場として、第20回市民フォーラムを開催し、「子どもにやさしいまち」の周知をはかる。（参加者 200 名）  
\* 「Children's Rights Share Project」の子どもの権利の概念が浸透する土壌づくりと連動した市民フォーラムにする。
- ④ 子どもの権利の概念が家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場に浸透するよう、子どもの権利を子どもも大人も学べるツール（ワークショップ・リーフ etc）をテーマ別ひろばにて子どもとともに開発する。（「Children's Rights Share Project」の、子どもの権利の概念が浸透する土壌づくりと連動）

## 2) 事業内容

### (1) こまちひろば

子ども白書の各章に関連付けたテーマで開催した。社会状況を考慮し、オンライン開催にしたことで、県内のみならず県外からの参加者も得られた。7月には、初めて子どもを対象としたこまちひろばを開催した。参加：述べ 226 名、平均：20 名。

	日程	内容	講師	参加者数
1	4月12日	おとなになろうよ、おとなたち～権利の使い方の練習～	重永侑紀	21
2	5月10日	子どもとともにまちづくり～竹尾緑地のなかまたちを守りたい：子どもたちの絵や詩・意見から～	佐伯美保	13
3	6月14日	夜間中学を知っていますか（特別講座）	添田祥史	26
4	7月12日	大人になることの困難～子ども・若者の貧困問題を中心に～	大西良	30



5	7月	子どもとつくるこまちひろば（子どもの権利すごろく体験ワークショップ）	子ども参加	21
6	9月13日	活動を一緒に楽しむ取組み	成田鍾哲	18
7	10月11日	「親自身がつくる遊びと学びの場 ～地域のソーシャルキャピタルを拡げるプレイセンター」	岩丸 明江	18
8	11月8日	子どもの話を聞くと○○○になる?!ワークショップ	重永侑紀	16
9	1月17日	なぜ親たちは子育てにスマホを使うのか?	原陽一郎	17
10	2月14日	市民とともに作った那珂川市子どもの権利条例	大西良	17
11	3月14日	チャイルドライン「もしもしキモチ」の20年から見る子どもの権利	山田真理子	29

(2) テーマ別ひろば

子どもの権利普及ツールの開発を行った。

(3) 第20回市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」の開催

「子どもとつくるまち『あのね・・・』の先にあるもの」

○日 時：2021年12月11日(土)・12日(日)

○会 場：オンライン (Zoom ミーティング・ウェビナー)

○参加者：118名

プログラム		テーマ	講師及び担当者
11日 (土)	10:00～11:50	●子ども座談会 聴いてほしい。あのね・・・	上村一隆
	13:00～14:30	●子ども体験ワークショップ 子どもになって/おしゃべりしましょ☆/あの頃の私に	佐本珠美 増井奈那
		●子どものいのちを守るってどうするの? いのちをかけた子どもたちのSOS	重永侑紀 島野ゆき
	14:45～16:15	●思春期の性 養護教諭の実践と子どもの声から	山田真理子 津村奈々子 三宅玲子
14:45～16:45	●子ども・若者の居場所のつくりかた 子どもの権利としての居場所とは	和田貴美子	
12日 (日)	10:00～12:00	●子どもの権利シェアプロジェクト シンポジウム マイノリティになった子どもたち ～子ども像のリアル～	重永侑紀 圓入智仁 木下夕紀 牛島恭子

12日 (日)	13:00～14:30	●どうやってつくる？子どもにやさしいまち 子どもの生きるを支える子どもの権利条例って？	小坂昌司 八代由美 児玉麻紀 吉川貴子 武本久美子
	13:00～14:30	●あったらどうなる！？独立アドボケイト！	安孫子健輔 朝日響 木戸勝也
	14:40～16:00	●全体交流会	佐伯美保

オンライン開催により、全国から参加があった。

### 3) 成果・課題

- ①「子どもとともに」を目指し、子どもの権利条約を自治体レベルで実現する「子どもにやさしいまち」づくりに賛同するネットワークの登録団体を 30 団体 202 人から 35 団体 240 人に増やすという目標は 38 団体 268 人となり達成した。
- ②7月25日に、初の子どものつくるこまちひろばを開催できた。また新規のテーマ別ひろば「子どもの権利ツール開発」では、試作の「子どもにやさしいまちづくりゲーム」を2回子どもたちに試してもらい子どもたちからの意見を反映してツールづくりを行った。
- ③市民フォーラムは CRSP 事業と併せて行い「子どもの声：子ども座談会」から始まるフォーラムとして上村実行委員長の下、新たな実行委員も加えて実施できた。

### 4) 1年を振り返って

年間の事業計画に沿ったこまちネットチーム会議の開催や準備に不足があった。また事業内容にも不足があったのではと思う。子どもの権利を尊重する「子どもにやさしいまち」実現のためのネットワークづくりに不可欠な「学び」と「交流」を如何に魅力ある事業として具現化していくかが課題である。

## 2. 子どもや家庭の孤立に働きかける地域づくり事業

### 2-1. 里親養育支援共働事業（福岡市委託事業）

事業責任者：牛島 恭子

#### 1) 目的・目標

里親制度の普及・啓発を図るとともに、里親制度への理解を深める。

里親・里子世帯の支援策として、里親の負担軽減につながるよう養育補助などが可能な人材の発掘、登録を行う。里親CAFEを通して里親同士の相互交流の促進を行う。里親カレッジに里親制度に関心のある方への参加をよびかける。

里親委託等推進委員会を設置し、関係機関との連携を図るとともに、子どもに関わる幅広い団体や専門家にて実行委員会を構成し、事業を推進する。

里子と実親の面会交流を安全・円滑に行うための交流支援を行う。

#### 2) 事業内容

##### (1) 実行委員会（ファミリーシップふくおか）

開催：4回（5月、8月、11月、3月） 参加：延べ76名

##### (2) フォーラム「新しい絆」 ※コロナ感染防止対策のためオンラインで実施

①第34回フォーラム 日時：2021年10月2日（土）参加：204名(スタッフ・登壇者含)

テーマ：「里親の新しい役割～子どもと家族を支えるショートステイ里親～」

基調講演：佐野 洋子さん 「明石市における里親推進の取り組み」

トークセッション：里親が支えること、里親を支えること

②第35回フォーラム 日時：2022年3月20日（日）参加：98名(スタッフ・登壇者含)

テーマ：「子どものためのもう一つの家庭。地域で『養子縁組家庭』を支えること」

基調講演：白井 千晶さん「ポスト・アダプション・サービスのあり方を考える」

トークセッション：地域で養子縁組家庭を支えるために

##### (3) 里親カレッジ（里親の公開研修、里親登録研修として）

開催：3回（6月、10月、1月） 参加：107名(登壇者・スタッフ含む)

##### (4) 里親CAFE（里親登録者を対象にして非公開）

開催：5回（6月、8月、10月、12月、2月）参加：延べ60名(スタッフ・託児含)

##### (5) 里親委託等推進委員会

開催：1回（2月） 参加：23名

参加：里親会・福岡市児童福祉施設協議会、福岡市民生委員児童委員協議会、大学関係有識者など

##### (6) 実家族との交流支援

3世帯4名 延べ12回

#### 3) 成果・課題

里親委託率：56.93%（2021年3月末）⇒59.32%（2022年3月31日現在）

里親委託児童数：175人

・コロナ禍の影響もあり、里親サポーターとなりうる人材のリクルートや研修、広報などの枠組みを構築することができなかった。

・フォーラム 2 回はコロナ感染拡大状況を勘考し、オンライン開催とした。参加者はいずれも全国から 100 名以上の申込があり、時機を捉えた適切なテーマを取り上げることができた。また、全国里親大会や、子どもの権利ノート製作を通しての社会的養護の分野のステークホルダーとの多様な関係を深めることができた。

#### 4) 1年間を振り返って

福岡市の社会的養育は、児童相談所による点の支援から、区の子育て支援総合拠点などを活用した面での支援へシフトしていく方向性や、制度面での進歩など今後大きな動きが控えている。歓迎すべき動きであるが、受け止める現場においては移行期の混乱や葛藤など起きやすい状況が考えられるため、丁寧な関係づくりとつながり続けることを通して、少しずつでも着実な一歩を進めることが必要である。

## 2-2. ネクストダイアログ・プロジェクト

事業責任者：田北 雅裕

### 1) 目的・目標

新型コロナウイルスの広がり、里親家庭や児童養護施設をはじめとした社会的養護の子どもたち、そして家族のもとで暮らしながらもつらい時間を過ごしている子どもたちに、様々な影響を与えている。以下の取り組みを通して、社会的養護現場の養育者の不安が解消され、弱い立場にある子どもたちが自分の声を届け、安心して対話・交流ができる環境整備を行う。

- ①里親家庭および児童福祉施設における新型コロナウイルスの影響に関する調査
- ②里親家庭および児童福祉施設の感染症予防に関する支援
- ③里親家庭および児童福祉施設のオンライン対話を実現するための支援

### 2) 事業内容

#### (1) 新型コロナウイルスの影響に関する調査

里親および施設職員を対象としたメンタルヘルスのサポートシステムの運用  
2020年12月に窓口開設したオンラインカウンセリングの利用促進に向けて引き続き広報を行った。

#### (2) 感染予防支援

里親家庭と児童福祉施設のためのCOVID-19 Q&Aサイト「さぼころ」の作成  
感染予防の方針づくりや緊急事態時に参照できる情報サイト。福岡市の社会的養護関係者・支援者にむけた「新型コロナウイルス対策情報サイト『さぼころ』  
：<https://ndp.npoccf.jp>」を制作・開設した。

#### (3) オンライン対話支援

##### ①オンライン対話のためのインターネット環境の整備

里親家庭やファミリーホームを中心にインターネット環境やオンラインツール利用の伴走支援を開始した。4月～9月で計6件、延べ12回の訪問支援を実施した。9月は電話での相談対応も2件あった。また、オンラインで10月に開催された「全国里親大会福岡市大会」では、ウェビナー利用や日常的な情報共有ツールの活用について、アドバイスを行った。

##### ②オンライン対話のためのタブレットレンタル

タブレット端末5台を購入し、いずれも里親家庭へ訪問し貸出を行っている。

##### ③インターネットリテラシーを高めるための研修

###### 第1回 キックオフ・フォーラム

『ゲーム・ネットの世界から離れられない子どもたち  
～子どもが社会から孤立しないために～』

講師：吉川徹さん（児童精神科医）

日時：2021年6月6日（日）13:30～16:00

参加申込：340名（うち、アーカイブ視聴のみは129名）、当日参加96名

第2回『みんなのデジタル教室』

講師：市野敬介さん（NPO法人 企業教育研究会）  
日時：2021年8月20日（金）14:00～15:00  
対象：社会的養護下にある中高生  
参加：23名（児童養護施設4施設、里親家庭1件）

#### 第3回『デジタル・シティズンシップの最前線

コンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び』

講師：今度珠美さん（鳥取県デジタル・シティズンシップエドゥケーター）  
日時：2021年12月21日（火）10:00～12:00  
対象：児童福祉施設や社会的養護に関わる方々  
参加：34名

#### ④「オンライン対話のための手引き書」づくり

2021年11月「社会的養護の子どもを支えるためのオンライン対話の手引き」を完成させ、福岡市内の里親さん、児童福祉施設へ配布した。

### 3) 成果・課題

- ・ COVID-19 の第6波時に、児童福祉施設および里親家庭の養育者と子どもたちに必要とされる関連情報のキャッチアップや情報提供が十分にできなかった。
- ・ COVID-19 に関する情報ポータルサイト「さぽころ」の開設と運用、株式会社 cotree との協働による相談窓口の運用を行い、コロナ禍における児童福祉施設および里親家庭のニーズに対応した事業を展開できた。また、全3回のICT研修、オンライン対話を促すための手引き書の作成、タブレット端末の貸出を実施し、オンライン環境やICTリテラシーの浸透が乏しくなる可能性があった児童福祉施設および里親家庭の養育者と子どもたちをサポートすることができた。

### 4) 1年間を振り返って

本プロジェクトの目的は、児童福祉施設および里親家庭で暮らす子どもたちの「オンライン対話」が促されることで、子どもの権利や最善の利益の保障に貢献できることである。タブレットの貸出はこれから本格化することから、この1年で蓄積したソーシャルキャピタルと資源を活用して、次年度の成果へつなげていきたい。

### 3. 子どもの居場所づくり事業

事業責任者：和田 貴美子

#### 3-1. 若者のぶらっとホームサポート事業（福岡市委託事業）

##### 1) 方針

社会生活を営む上で困難を有する若者を含む、中高生を中心とした若者を支援し、若者の自律心や社会性の醸成と健全な育成を図る。同時に居場所づくりを担う人材育成に取り組む。

##### 2) 目的・目標

目的：

- ① 若者の不安や悩みの軽減を目指す
- ② コミュニケーションの楽しさを提供する
- ③ 若者の主体的活動の支援
- ④ 不登校・ひきこもり傾向にある若者の支援

目標：

フリースペースてい〜んず 平均利用者数 10名/回

##### 3) 事業内容

「フリースペースてい〜んず」の実施（2021年4月～2022年3月）

月・回数	利用者 (新規)	見学 視察	参加総数 (スタッフ含)	備考
4月4回	10 (2)	2	45	
5月5回	16 (4)	3	40	
6月4回	11 (3)	1	24	
7月4回	10 (1)	1	26	まん延防止措置のためシフト外スタッフ参加禁止
8月2回	5 (0)	(1)	12	若年者のコロナ感染拡大により15日から休止5回
9月2回	4 (1)	(1)	12	オンラインてい〜んず (zoom) 実施
10月5回	23 (2)	2	47	10/31 ハロウィン おやつ作り
11月4回	14 (0)	0	28	
12月4回	10 (0)	0	31	12/19 クリスマス会 ゲーム大会
1月4回	10 (0)	1	26	
2月4回	9 (2)	1	39	2/13 バレンタイン企画 お菓子釣り
3月4回	27(1)	1	48	3/27 卒業おめでとう会 焼きそば作り
合計	144(14)	14	378	

- ・スタッフ会議 毎月1回第3日曜（オンライン 8/22、9/19）
- ・責任者会議 オンライン 6/20、12/12
- ・「フリースペースてい〜んず」リーフレット作成 配布数 約16,000部
- ・対面で集まる機会が持てないため、オフィシャル LINE、責任者グループ LINE を活用して、シフト調整から現場での注意喚起等をこまめに行うようにした。

## 3-2.居場所人材養成事業

### 1) 方針

- ・居場所づくりを担う人材育成に取り組む。
- ・「若者のぷらっとホームサポート事業 フリースペースてい〜んず」を中心に、子ども・若者の居場所づくりの普及、啓発学習に取り組む。

### 2) 目的・目標

目的：

若者の居場所づくりを担う人材の養成

目標：

- ・子ども・若者の居場所づくり講座 参加者 50 名
- ・居場所を実施する団体・グループの交流。現状把握と共有。
- ・子ども・若者の居場所を拡げていくための広報

### 3) 事業内容

(1)4月～5月：若者のぷらっとホームサポート事業「フリースペースてい〜んず」のスタッフの手引きを修正。青年スタッフ・現場責任者 12 名と和田が面談を行い登録した。

(2)スタッフ研修会 2回 (4/25、7/18) 講師 重永侑紀 代表理事 参加者：13 名。

(3)「ふくおか居場所ネット会議」2回 (10/12、11/24) 現状報告、意見交換

12/7 市民フォーラム オンラインリハーサル 5 名参加

(4)12/11 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」分科会「子ども・若者の居場所のつくり方」福岡市連携事業として実施。 オンライン参加 70 名

(5)2月～3月 フリースペースてい〜んず 青年スタッフ募集

3/5 説明会・研修会 アミカス研修室 D

事業説明 和田, 研修会 重永, 事務局 あゆかわ

参加者：16 名 内訳：青年スタッフ希望者 12 名 (新規 7 名継続 5 名)

インターンシップ生 2 名, こども健全育成課 2 名

### 4) 成果・課題

・「居場所ネット会議」開催 2 回にとどまり、“ひろば”として「こまちひろば」に関わることができなかった。

・当初の予定では月 1 回程度、公民館を利用しての開催を計画していたが、コロナ禍の公民館休館等もあって、1 度も利用できなかった。参加できる地域行事もなく、公民館や地域との関係づくりはできなかった。

・実施場所の固定はできたが、10 代のコロナ感染が増加したこともあって、昨年度からの利用者の減少に歯止めがかからなかった。そのことで、青年スタッフのモチベーションも下がりシフト調整に苦労することもあった。

・「てい〜んず」では、毎回のミーティングや責任者グループの話し合いを行い、居場所の状況に関わるスタッフ、事務局と共有することに努めた。

・市民フォーラムの分科会を福岡市との連携で開催できたことは、今後の委託事業の方向性を考える上でも重要だった。



・福岡市若者支援団体ネットワークへの参加、また、福岡県青少年育成アドバイザーとして研修会に参加し、福岡市内外の若者の居場所の状況把握に努めた。

#### 5) 1年間を振り返って

「フリースペースてい〜んず」の責任者としての1年目で、居場所を周知すること、青年スタッフの意識向上を目指して、事務局とも協力して実施してきた。それまでの「てい〜んず」の良さは残しつつ、子ども・若者の居場所としてのあり方を問い直す1年だった。現場では、青年スタッフとのつながり、子どもの居場所づくり事業担当者としては、他団体との連携を深める1年にしたい。

## 4. Children's Rights Share Project (CRSP) (日本財団助成)

### ～子どもの権利シェアプロジェクト～

#### 1) 方針

すべての実践は、子どもにもわかるような知識やスキルで構成されているか、表現されているか、を検証しながら展開する。

#### 2) 目的・目標

目的：

わかりやすさと、さまざまな立場の人たちにフィットした内容で、「福岡方式実践モデル（3つの養成講座と、子ども向けワークショップ開発）」を仕上げる。

目標：

- ・ フォーマル・ インフォーマル・ ピアそれぞれの分野の人たちを対象に、各分野で子どもの権利尊重の有用性をシェアできる人材育成のための「養成講座」を行う。
- ・ 講座の内容・教材・動画等のパッケージをデザインし「子どもの権利の普及」の社会インフラの整備を行う

#### 3) 事業内容

##### (1) 子どもの権利と子どもアドボカシーのための「インフルエンサー」養成講座

###### 【夏開催】

地域家庭編：家族及び地域の人で関心のある人向け 受講者数：14人

オンライン講座：7月24日

YouTube 講座：7月25日～7月31日

対面での講座：7月31日

職業編：仕事として子どもに関わっている人たち向け 受講者数：18人

オンライン講座：7月25日

YouTube 講座：7月26日～8月1日

対面での講座：8月1日

※オンライン/動画/対面の組み合わせが非常に良かった。

###### 【冬開催】

子どもの権利シェアプロジェクト出前講座に参加した方向け 受講者数：9人

オンライン講座：1日目 3月13日、2日目 3月20日

YouTube 講座：3月14日～3月19日

##### (2) 子どもの権利シェアプロジェクト出前講座

1	8月25日	南区青少年育成連絡協議会（南区総務部企画振興課）（オンライン）
2	9月23日	福岡市里親会・養子縁組部会（オンライン）
3	9月25日	このびば
4	10月13日	児童養護施設和白青松園
5	10月23日	一般社団法人ストレングス（オンライン）
6	11月18日	児童心理治療施設 こどもL.E.Cセンター
7	11月19日	児童養護施設シオン園

8	11月21日	みーちゃんとももるくん
9	12月7日	福岡県児童相談所
10	12月13日	南区保健福祉センター子育て支援課 要保護児童支援地域対策連絡協議会
11	12月19日	一般社団法人子育て応援とて
12	1月7日	嘉麻市立稲築中学校
13	1月11日	八女市学童保育所
14	1月18日	福岡県児童相談所
15	1月21日	母子生活支援施設 室見寮
16	2月9日	一般社団法人 埼玉県里親会 (オンライン)
17	2月11日	ひまわりの会八女・筑後 (オンライン)
18	2月20日	一般社団法人 埼玉県里親会 (オンライン)
19	3月12日	ワーカーズコープ (オンライン)

緊急事態宣言を受けてキャンセルもあったが、アウトリーチ型のスタイルができた。

(計19回、参加者529名)

### (3) 子どもの権利シェアプロジェクト シンポジウムを開催

『マイノリティになった子どもたち～子ども像のリアル～』

日時：2021年12月12日(日) 10:00～12:00

ファシリテーター：重永 侑紀

シンポジスト：圓入 智仁氏 (中村学園大学)

木下 夕紀氏 (学び舎しおらぼ 主宰)

牛島 恭子氏 (子ども NPO センター福岡 事務局長)

参加者：71名

CRSP を浸透させるにあたって「子どもにやさしいまちづくりネットワーク事業」との共同開催ができた。支援される側からみる「子どもや子育てのリアルさ」にこだわった討論ができた。

### (4) ピアアドボケートワークショップ

出前講座で繋がった団体の子どもたちにワークショップを行った。

2ヶ所開催 参加者数 (子ども：延べ7人、おとな：延べ9人)

## 4) 成果・課題

- ・子ども NPO センター福岡が持っていた NPO 等とのつながりや信頼がより強化された。
- ・福岡市域を超えた新規のつながりが得られた。
- ・トータルでコーディネートする役割を含めた人材養成チーム会議の立ち上げに関しては進捗が遅れている。早急に対応を始めていく。
- ・実践してできた内容や資料をパッケージプログラムとして他地域でも実践できるようまとめていく作業が残されている。

## 5) 1年を振り返って

この事業は継続をしながら、さまざまなバリエーションプログラム開発を行なっていく。この事業を通じてできるつながり (ネットワーク) は、子ども NPO センター福岡のビジョンである「子どもにやさしいまちづくり」を共有できるため、より深いつながりを得られた。

## 5. 子ども・NPO調査研究・子ども白書編纂事業

事業責任者：大西 良

### 1) 方針

「ふくおか子ども白書 2021」では2つの実態調査が行われ、多くの子どもや市民団体の声を把握することで実態を明らかにすることができた。それらの結果を啓発し、子ども白書を普及していくための取り組みとして、子ども白書を活用した研修会や勉強会を計画している。またより多くの市民にこの白書を手にとってもらうための販売計画を立て、広く市民に広報していく。

### 2) 目的・目標

- ①「ふくおか子ども白書」を活用した研修会、勉強会の開催
- ②子どもの実態調査で得られたデータをさらに分析し、コロナ禍で生きる子どもの実情を明らかにする。

### 3) 事業内容

#### (1) ふくおか子ども白書 2021—子どもの声で社会を変える—に関して

- ①クラウドファンディングで公約していた全国の図書館、県内の教育事務所と教育委員会への送付作業

- ②「ふくおか子ども白書2021発刊の集い」の実施

日時：2021年9月23日（木・祝）14:00～16:30

プログラム：

時間	内容	発表者
14:00	あいさつ	重永
	特集Ⅰ：コロナ禍の子どもの市民活動	添田
	特集Ⅱ：子どもの声が問いかけるもの（QOL）	大西
	特集Ⅲ：子ども最前線（アドボカシーシステム）	大谷
14:35	ブレイクアウトルーム（自己紹介・感想）	
14:55	休憩	
15:00	第1章：子どもと福祉	大西
	第2章：子どもと家庭	大戸
	第3章：子どもと学校・子どもと教育	長阿彌
	第4章：子どもと医療	三宅
	第5章：子どものメディア環境と健康（からだ）	三宅
	第6章：子どもと地域	和田
	第7章：子どもの育ちと環境	佐伯
	第8章：子どもと文化	和田
	第9章：子どもと権利保障	武本
	白書づくりに関して	耘野
	座談会（フリートーク）	進行：大西
16:00	ブレイクアウトルーム	

16:20	参加団体から一言コメント	
16:30	終了	

**(2) ふくおか子ども白書 2021 -子どもの声が社会を変える- その後の動き  
(子ども座談会の開催)**

①日 時：5月16日 子ども座談会 (Zoom開催) 「子どもからの緊急メッセージ」  
参 加：高校生5名+大西・河津・三宅

・経過詳細は、日本財団子ども基本法WEBサイト掲載

②日 時：8月7日 子ども座談会 (対面+Zoom) 「ブラック校則を考える」  
参 加：中高生14名+大西・河津・三宅

・経過詳細は、日本財団子ども基本法WEBサイト掲載

**(3) 調査部会で子どものQOLに関する分析のワーキングチームを作り協議**

第1回ワーキンググループ会議

日時：2021年9月20日 (日) 19時～20時30分

追加分析：子どもの意見表明×「QOL総得点」 全体→小・中・高

子どもの意見表明×6下位因子 全体→小・中・高

子ども権利 (4つの権利) ×「QOL総得点」 全体→小・中・高

子ども権利 (4つの権利) ×6下位因子 全体→小・中・高

**(4) 調査研究部会を4回実施**

**4) 成果・課題**

・昨年3月末に「ふくおか子ども白書 2021」が発刊され、その後、販売活動を行ってきた。しかしながら、販売部数が目標値より大きく下回っていることが課題である。

・「ふくおか子ども白書 2021」の販売が伸びていない。コロナ禍の影響で講演会や研修会が減り、対面による販売の機会が少ないことが理由である。今後、SNS などによる更なる発信と大学等での活用依頼などの手立てが必要であると考えます。

・「ふくおか子ども白書 2021」を発刊し、その後、発刊記念イベントを行い、全国の白書づくりを行っている団体等とつながることができた。

**5) 1年間を振り返って**

「ふくおか子ども白書2021」の販売活動を継続していく。また、次の白書、2024の作成に向けて、調査・研究事業と連携し、計画的に実態調査等を計画していきたい。

## 第3号議案 第19年度（2022年度）事業計画（案）

### 1. 子どもにやさしいまちづくりネットワーク事業

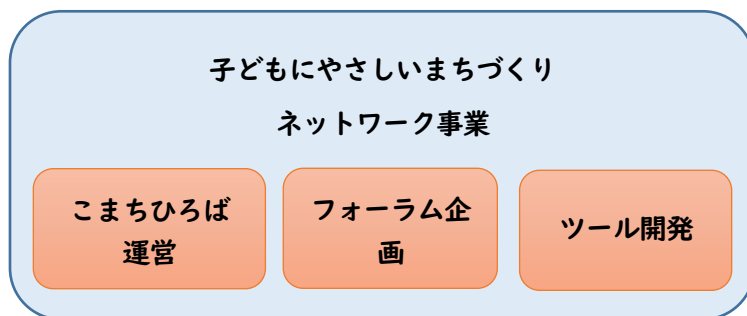
#### 1) 目的・目標

目的：「子どもの権利条約」に則り、「子どもにやさしいまち」の実現というのが長期的な目的であることは間違いのないのだが、その実現に際して1個人1団体の力では実現することはできない。故の「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」事業ではあるが、コロナ禍において運営形態の変更を余儀なくされている。これまでの「広める、広がる」ネットワークから「深まり、深化する」ネットワークへの昇華を事業全体の目的とする。

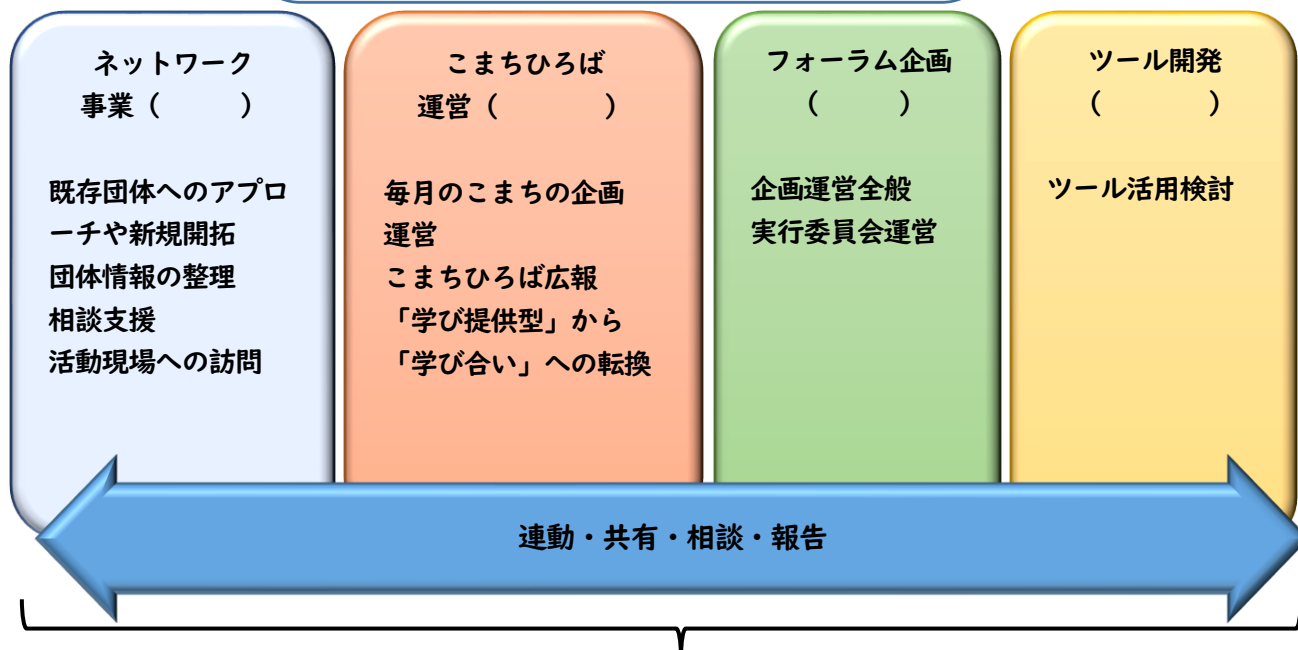
目標：団体の根幹事業としての位置づけと考えるが、事業範囲は広く人員の増強が必要と考える。またネットワークは「善意の集合体」とも言え、採算性が極めて低い。

この二点を考慮し、以下のイメージ図を参照に事業の整理を今年度の目標とする。

【従来】



【今年度】



## 【各部門について】

### ◆ネットワーク事業

前述の通り、ネットワーク事業は、当団体に限らず、どの団体も採算性が低い。事業としてこの点は改善点と言えるが早期の改善は見込めない。会費寄付金増収の窓口機能を果たす意味でも、これまでの会員分析、ネットワーク登録会員（法人会員と別）との関係性の再構築といった点を徹底する。

### ◆こまちひろば運営

オンライン主体となり、これまで参加し難かった方の参加はあるものの明らかに参加者数は減少している。これまでの「学ぶ場を提供する」形だけでは、参加者数の改善は見込めない。「学び合い楽しむ」形での企画を検討し、新しいこまちひろばを構築することを目的とする。

### ◆市民フォーラム運営

前年度、新たな形で市民フォーラムに特化した実行委員体制を構築し、新たな人財の参加が見受けられた点は今後も継続したい。とは言え、こまちひろばとの連動制が低かった点は反省点として残る。参加型企画（子ども若者参加と子ども NPO センター以外の個人団体参加）を中心に6月には実行委員会を発足させる。今年度は例年の12月開催ではなく、3月開催を予定している。

### ◆ツール開発普及

前年度作成のツールに関して、より活かす手法を構築する

## 2) 事業計画

計画については部門ごとにまとめる。

### (1) ネットワーク事業

法人会員とネットワーク登録会員の差別化を明確にするフライヤーの作成・・・夏頃を目安  
現在の会員分析とネットワーク登録団体の種別差異の把握と共有・・・同上  
ネットワーク登録団体の困りごと&出来ることシートの作成と共有・・・秋口に各団体が記入  
できるよう準備

### (2) こまちひろば運営

6月に今年度の方針会議をおこない、7月から再開できるように検討  
※大きく転換する部分なので、これまでの参加人数、内容の精査を同時に進めていく。

### (3) 市民フォーラム企画運営

前述の通り、今年度は3月の開催を予定（12月は日本子ども虐待防止学会ふくおか大会開催）。  
6月から実行委員を立ち上げ、企画を検討していく。10回程度の実行委員会の開催は昨年度の倍以上の時間を掛けることが出来る。年内を目途に企画を固め、2か月前にはチラシを用いての広報がスタート出来る体制を構築する。現時点で、昨年度子ども若者座談会から、若者が主体的に関わりたいとの意見も出ているので、そこを活かす企画を構築する

### (4) ツール開発

上村以外の担当を配置。現時点では佐伯氏に継続して依頼。昨年作成したツール普及に努める。

## 2. 子どもや家庭の孤立に働きかける地域づくり事業

### 2-1. 里親養育支援共働事業（福岡市委託事業）

#### 1) 目的・目標

目的：

里親制度の普及・啓発を図るとともに、里親制度への理解を深める。

里親・里子世帯の支援策として、里親の負担軽減につながるよう養育補助などが可能な人材の発掘、登録を行う。里親CAFEを通して里親同士の相互交流の促進を行う。里親カレッジに里親制度に関心のある方への参加をよびかける。

里親委託等推進委員会を設置し、関係機関との連携を図るとともに、子どもに関わる幅広い団体や専門家にて実行委員会を構成し、事業を推進する。

里子と実親の面会交流を安全・円滑に行うための交流支援を行う。

目標：

- ・里親カレッジ4回、新しい絆フォーラム2回を関連するフォスタリング機関等と連携しながら企画・実施、里親制度の普及啓発を行うとともに、里親制度を支える基盤づくりに生かしていく。
- ・里親CAFEを6回開催し、アンケートや振り返りによって参加者の満足度を高める。
- ・里親家庭の学習支援や交流支援を担う「里親サポーター」の開拓を進める。交流支援を円滑に実施するための「交流支援の手引き」を作成・活用し、年度内に5名以上のサポーター登録を目指す。

#### 2) 事業計画

- ・ファミリーシップ実行委員会の開催（年5回～6回程度）
- ・里親委託等推進委員会の開催（年2回）
- ・新しい絆フォーラムの開催（年2回）
- ・里親カレッジの開催（年4回）
- ・里親CAFEの開催（年6回）
- ・交流支援の実施（対応ケースはえがお館と協議）
- ・「里親サポーター」の開拓・広報・研修
- ・上記の取り組みを通して、関連するフォスタリング機関と連携や課題の共有を行う



## 2-2. ネクストダイアログ・プロジェクト事業

### 1) 目的・目標

目的：

児童福祉施設および里親家庭で暮らす子どもたちおよび支援者のオンラインにおける「対話」や「デジタルリテラシーの向上」を促し、子どもの権利や最善の利益の保障、ひいてはシティズンシップの醸成に貢献すること

目標：

- ・里親養育支援・交流事業におけるオンライン交流の活用事例の創出
- ・タブレットの貸し出し延べ日数：500日
- ・里親家庭等における相談支援事例：10件
- ・児童福祉施設および里親家庭を対象にしたデジタルリテラシー向上に関する研修：1件

### 2) 事業計画

◎オンライン対話事業

- ・里親家庭等に対するタブレットの貸し出しと運用
- ・オンライン環境やデジタルリテラシーの醸成を目指した里親家庭の相談支援
- ・児童福祉施設および里親家庭を対象にしたデジタルリテラシー向上に関する研修事業

◎COVID-19感染予防事業

- ・COVID-19に関する情報ポータルサイト「さぼころ」の運用
- ・株式会社cotreeとの協働による相談窓口の運用
- ・コロナ禍における児童福祉施設および里親家庭の緊急支援

◎他事業との連携

- ・本法人の他事業（里親養育支援や子どもの権利にかかると連携した研修等

### 3. 子どもの居場所づくり事業

#### 3-1. 居場所人材養成事業

##### 1) 目的・目標

目的：

子ども・若者の居場所づくりを担う人材の養成

目標：

- ・子ども・若者の居場所づくり講座、交流会の実施 参加者 50 名
- ・居場所を実施する団体、グループの交流。現状把握と共有
- ・子ども・若者の居場所を拡げていくための広報 オンライン、SNS の活用

##### 2) 事業計画

###### (1) 居場所づくりを担う人材の養成

地域の居場所づくりを行う団体や個人の学習と交流を行う。

- ・2021 年度作成「子ども・若者の居場所のつくりかた」を活用して地域や、子どもに関わる団体等を対象とした研修会等を行う。(3回、福岡市からの依頼含む)
- ・子ども・若者の実態を知り、居場所に関わるスタッフの適切な対応のための研修会を実施する。(1回)
- ・「ふくおか子どもの居場所ネットワーク」会議を、新たな参加団体を募集し、7月から奇数月に開催。(5回)

###### (2) 若者の居場所を拡げていくための広報・啓発活動

居場所を利用する中高生に居場所の存在を知らせること。地域に「フリースペースてい〜んず」をはじめ、若者の居場所の必要性を知らせるための広報を行う。

- ・「フリースペースてい〜んず」のリーフレット、ポスターを作成し配布する。
- ・研修会のまとめとして「子ども・若者の居場所をつづけるために(仮称)」を作成する。
- ・「ふくおか子どもの居場所ネットワーク」のオンライン上のグループを立ち上げ、公開すると共に、意見交換、交流を行う。
- ・福岡市内外の居場所の状況を把握しアンケート等を通じて実態を把握、ネットワークを拡げる(2023年度まで2か年計画)。

### 3-2. 若者のぷらっとホームサポート事業（福岡市委託事業）

#### 1) 目的・目標

目的：

社会生活を営む上で困難を有する若者を含む、中高生を中心とした若者を支援し、若者の自律心や社会性の醸成と健全な育成を図る。同時に居場所づくりを担う人材育成に取り組む。

- ① 若者の不安や悩みの軽減を目指す
- ② コミュニケーションの楽しさを提供する
- ③ 若者の主体的活動の支援
- ④ 不登校・ひきこもり傾向にある若者の支援

目標：

フリースペースていへんず 平均利用者数 10 名/回

#### 2) 事業計画

中高生を中心とした居場所「フリースペースていへんず」の開設

日時：毎週日曜日 13：00～18：00 51 回

10 月～平日 17：00～20：00 10 回

会場：レンタルスペース 学び舎 しおらぼ （事業内容によって玉川公民館）

- ・青年スタッフや参加者同士が交流する場、安心して自分を表現できる場をつくる。
- ・若者が自主的にやりたいと思う気持ちを尊重しながら、青年スタッフと共に体験交流活動を企画、運営する。
- ・青年スタッフ、現場責任者の採用にあたっては面談と研修を位置づける。また「子ども・若者の居場所づくり研修会（仮称）」への積極的参加を位置づける。
- ・毎月スタッフ会議を行い、課題解決にむけて取り組みの検証を行う。

## 4. Children's Rights Share Project (CRSP) (日本財団助成)

### ～子どもの権利シェアプロジェクト～

#### 1) 目的・目標

アドボカシーの概念を多方面に平易に伝え、権利意識の浸透を図る。また、その過程で得られる人との繋がりを活用し、ともにアドボカシーの普及・実践を目指す。また、わかりやすさとさまざまな立場の人たちにフィットした内容で「福岡方式実践モデル（仮称）（3つの養成講座と、子ども向けワークショップ開発）」を確立する。

- ・ フォーマル・インフォーマル・ピアそれぞれの分野の人たちを対象に、各分野において子どもの権利尊重の有用性をシェアできる人材育成のための「養成講座」を行う。
- ・ 養成講座受講者を対象に、アドボカシー出前講座の話し手養成を行う。
- ・ 講座の内容・資料・実施方法・動画等を集約したパッケージにし、「子どもの権利の普及」のための平易で基礎的なシステムを構築する。

#### 2) 事業計画

##### (1)子ども（ピアアドボケイト）向けワークショップ

対象：子ども、日程：8月29日

##### (2)子どもの権利とインフルエンサーの養成講座

対象：フォーマルアドボケイト、インフォーマルアドボケイト

日程：10月1日～16日

オンライン講座、動画講座、対面講座を組み合わせ、基礎的概念から日常での実践までを網羅した学びを実現する。また、受講者のうち希望者を対象に、同様の講座を実施するためのノウハウを共有し、より広範な地域でのアドボカシーの実践を目指す。

##### (3)子どもアドボカシー出前講座

対象：官公庁、児童福祉施設、学校などの団体組織

アドボカシーの概念を知る入り口として、様々な場所で基礎的な知識を伝える年間30回程度（予定）。

##### (4)子どもの権利啓発のためのシンポジウム

対象：一般、日程：3月 対面型シンポジウム（予定）

#### 3) 次年度への展望

##### (1)人材のネットワーク構築

国内でアドボカシーについて話す人材のネットワークを構築する。

##### (2)パッケージの普及

県内で子どもに関わる事業を行っている団体と協力し、アドボカシーを伝えるツールを共有する。さらには全国の団体との連携につなげる。

## 5. 子ども・NPO 調査研究・子ども白書編纂事業

### 1) 目的・目標

目的：

子どもの現状、NPO の実態などの調査研究を進め、子どもや NPO のニーズを把握して諸事業に反映させるとともに、ふくおか子ども白書の作成やアドボカシー活動に資することをめざす。

目標：

#### ①調査研究部会の開催

子どもアドボカシーの視点から、子ども自身の権利に関する意識や大人の子ども観などの実態を把握して、今後のアドボカシー活動の一助とする（NPO 法人子どもアドボカシーセンターと連携）。

#### ②子ども白書 2024 の作成に向けて

上記調査研究部会で子どもに関する実態調査を実施して、今後の子ども白書作成の基礎データおよび資料を蓄積する。

### 2) 事業計画

定期的に調査研究部会を開催して、子どもアドボカシーの視点から子ども自身の権利に関する意識や大人の子ども観などの実態調査を行う。また調査研究部会を組織し、子ども白書 2024 の作成に向けて基礎データ、資料等の収集を行う。

## 第5号議案 第19年度（2022年度）の役員体制（案）

### 【理事】

留任 12名	氏名	その他の主な活動団体
	安孫子 健輔	(特)子どもアドボカシーセンター福岡、弁護士
	耘野 康臣	(特)九州コミュニティ研究所
	大西 良	筑紫女学園大学
	小口 純子	(特)古賀新宮子ども劇場
	上村 一隆	認定NPO法人箱崎自由学舎 E S P E R A N Z A
	河津 由紀子	新聞記者
	佐伯 美保	(特)福岡津屋崎子ども劇場、(特)プレーパークふくつ、 環境ネットワーク「虹」
	重永 侑紀	(特) にじいろCAP
	田北 雅裕	九州大学大学院人間環境学研究院 専任講師、 認定NPO法人SOS子どもの村 J A P A N
	武本 久美子	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会
	松浦 恭子	(特)ふくおかこどもの虐待防止センター、弁護士
	和田 貴美子	福岡市南区こども育成調査アドバイザー、(特)子どもとメディア

退任 6名	氏名	その他の主な活動団体
	大戸 はるみ	(特) しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡
	坂本 雅子	認定NPO法人SOS子どもの村 J A P A N
	花田 健司	東箱崎校区国際交流委員会
	原田 良一	東箱崎校区子ども会育成連合会、東箱崎くすくす広場
	三宅 玲子	認定NPO法人チャイルドライン「もしもしキモチ」、 (特)子どもとメディア
守田 啓子	みーちゃんとまもるくん	

### 【監事】

<会計>	増永 弘子	認定NPO法人SOS子どもの村 J A P A N
<業務>	雪松 直子	認定NPO法人アカツキ

退任	宮本 智子	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会
----	-------	------------------------

### 【顧問】

留任	渕上 継雄	子ども・福祉総合研究所
----	-------	-------------

## 特定非営利活動法人 子ども N P O センター福岡 設立趣旨書

### 子どもと育つ地域社会づくりをめざして

子どもに関わる胸痛む事件が相次いでいます。子どもへの虐待や、追いつめられた子どもの自殺があとをたちません。

子どもたちのからだや心に見られる、かつてなかった変化・・・各種のデータが示す身体機能の低下や五感のはたらきの弱まりなど、人間としての育ちについて、さまざまな問題が指摘されています。また、子どもたちがある日突然見せる衝撃的な行動など、私たちに思いあまるほどの問題を投げかけています。

子どもの権利に関する国際的な基準である『子どもの権利条約』が日本で批准されて、今年で 10 年になります。しかし日本社会への浸透はあまりにも遅れています。今日の子どもの状況はまさに危機的であり、「子どもが生きる権利」、「発達を保障される権利」を、根本から問いかけるものになっています。それだけに私たちは常に『子どもの権利条約』を起点として、子どもの現状に向き合っていくことが大切だと考えています。

本来、自ら生きていく力、かぎりなく豊かな可能性をもっているのが子どもです。その人間としての土台を築くべき「子ども期」が、甚だしく阻害されているのが現状ではないでしょうか。

子どもの危機は、明日の社会の危機につながる問題です。子どもの育ちを保障する環境づくりに向けて、今こそ社会全体が英知を集め、取り組んでいくことが求められています。

子どものいのちと心を尊重し、豊かな発達を保障する社会の実現を、私たちは心から望みます。

そのためには、子どもたちをとりまく社会環境、そしてそのような社会をもたらしただけの私たち大人一人ひとりのあり方を問い直し、変えていくことが必要です。

とりわけ、子どもたちを権利の主体者とする「子ども観」に立って、子どもを信頼し、ともに考え、行動することが大切です。子どもと大人がともに育ち合いながら、地域社会の再構築をめざす方向にこそ、未来があると私たちは考えます。

2003 年 2 月と 2004 年 1 月、福岡で子ども課題に取り組むさまざまな市民団体・個人、そして子どもたちが集ってフォーラムを行いました。ここで私たちは互いに交流し、協力するすばらしさを体験し、市民の中にある、新しい社会を創り出す創意やエネルギーを実感しました。

私たちは子どもに関わる市民のネットワークをさらに広げ、分野を超えて連携し合っていくために、2003 年 9 月、子ども N P O センター福岡を設立して活動してきましたが、これに対する社会的な期待も高まってきています。

いまここに「特定非営利活動法人 子ども N P O センター福岡」を設立し、子どもに関わる市民のネットワークと N P O の基盤づくり、そして協同、行政・企業との協働を構築しながら、子どものいのちと心が尊重され、豊かな発達が保障される社会の実現をめざして活動を進めていきます。

2004 年 2 月 29 日

特定非営利活動法人子ども N P O センター福岡 設立総会

特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡  
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡 と称します。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもに関わる市民のネットワークづくりとNPOの基盤づくりを進め、ともに子どもの諸課題に取り組むことを通して、すべての子どもが尊重される社会の実現を目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下、「法」といいます。）別表の、次の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術・文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) 子どもに関わる課題に取り組む団体・個人のネットワークの構築と協働事業
- (2) 子どもの権利条約の推進事業
- (3) 子どもに関わる活動の推進事業
- (4) 子どもに関わる課題に取り組む団体・個人の支援事業
- (5) 子どもに関わる活動推進のための行政・企業との協働事業
- (6) 子どもとNPOの状況に関する調査研究と社会的提言事業



## (7) 子どもとNPOに関わる情報提供事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって法上の社員とします。

(1) 正会員 : この法人の目的に賛同し、その運営に参画する個人・団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 準会員 : この法人の目的に賛同し、その活動に参加する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの

(3) 支援会員 : この法人の目的に賛同し、その実現のために支援する個人・団体

2 会員になろうとするものは、理事会において別に定める年会費を納入しなければなりません。

#### (入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会届を代表理事に提出することによって、正会員になることができます。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を拒んではなりません。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

3 前項については、代表理事は理事会に報告し承認を得ることとします。

#### (正会員の権利又は義務)

第8条 正会員は、次に掲げる権利又は義務を有します。

(1) 総会の議決権を有します。

(2) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表など決算に関する書類及び年度の事業計画書、活動予算書並びに総会議事録を受領することができます。

(3) 正会員は、定款の条項、この法人の決定及び方針を尊重しなければなりません。

#### (正会員資格の喪失)

第9条 正会員は、以下のいずれかの場合にこの法人の正会員資格を喪失します。

(1) 退会届を代表理事に提出した場合

(2) 正会員が死亡、または正会員である団体が消滅した場合

(3) 会費の支払いが2年滞った場合

(4) 除名された場合

#### (退会)

第10条 正会員は退会届を代表理事に提出することによって、任意に退会することができます。

2 代表理事は、前項の届けがあった場合には、理事会に速やかに報告するものとします。

#### (除名)

第11条 正会員が定款に違反した場合、あるいはこの法人の利益に反した場合、理事会は、理事総数の3分の2以上の賛成をもって除名することができます。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければなりません。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他抛出金品は、理由のいかんを問わず返還しません。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人には、次の役員を置きます。

(1) 理事 5名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、必要に応じて2名以内の副代表理事、専務理事及び常務理事を置くことができます。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選出します。

2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会において互選により選出します。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行します。

3 専務理事、常務理事は、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を統括します。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行します。

5 監事は、法第18条各号に掲げる職務を行うほか、同条第5号に掲げる職務を行うにあたって、必要と認められるときは、理事会の招集を請求することができます。

(任期)

第16条 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。

3 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とします。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければなりません。

(報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が決めます。

(顧問)

第18条 この法人は、役員のほかに顧問を置くことができます。

2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱します。

(事務局長及びその他の職員)

第19条 この法人に、事務局を設置し、事務局長及びその他の職員を置きます。

2 事務局長は、この法人の実務を執行する責任者として、理事会及び総会の決定事項を実施し、理事会及び総会に報告する義務を負います。

3 事務局長の任免は、理事会がこれを行います。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第21条 総会は、この法人の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成します。

(総会の権限)

第22条 総会は、次の事項について議決します。

- (1) 前年度の事業報告及び活動決算
- (2) 年度の事業計画及び活動予算
- (3) 役員の選任または解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併
- (7) その他の重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、前事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の7日前までに、書面又は電子メールをもって発信しなければなりません。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席をもって成立するものとします。

(議長)

第26条 総会の議長は、代表理事が指名する理事がこれに当たります。

(議決)

第27条 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(表決権など)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ず総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールにより表決権を行使し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発信等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができます。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第25条、第27条及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなします。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければなりません。

2 議事録には、議長、及び出席した正会員のうちその会議で選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をします。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成します。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の運営及び業務の執行に関する報告の承認
- (4) その他、総会の議決を要しない法人の運営及び業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集します。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールを、少なくとも 7 日前までに発信しなければなりません。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立します。

(議長)

第 35 条 議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たります。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条 2 項の規定によってあらかじめ通知したものとします。

2 理事会の議決は出席した理事の過半数をもって決めます。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

(表決権など)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとします。

2 やむを得ず理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールにより表決権を行使することができます。

3 ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができます。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 34 条及び第 36 条 2 項の適用については、理事会に出席したものとみなします。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、議事録を作成しこれを保存しなければなりません。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議で選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印をします。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会で定めます。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行います。

### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、総会の議決を経なければなりません。

### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合には、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、必要な費用と収益を執行することができます。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

### (事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとします。

## 第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときには、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の賛成を必要とします。

2 法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、前項の手続きを経た後に、所轄庁の認証を受けなければなりません。

(解散)

第 47 条 この法人の解散方法については、法第 31 条に従うものとします。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行います。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行います。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

代表理事	大谷 順子
専務理事	長阿彌 幹生
理事	肥塚 美雪
	宮本 智子
	有島 紀子
	三宅 玲子
	吉田 順子
	稲田 貴則
	稲村 鈴代
	岩戸 喜恵子
	吉柳 佳代子
	鈴宮 寛子
	須本 恭雄
	高宮 由美子
	福井 祐二
	星野 剛
	矢野 茂良
	若林 外志夫
監事	赤塚 和俊

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、成立の日から2006年6月30日までとします。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第19条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第24条の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとします。

#### 附則

この定款は、

2018年6月17日の通常総会により改訂し

福岡市長の認証を受けた日（2018年8月7日）から施行します。

#### 附則

この定款は、

2020年6月20日の通常総会により改訂し

福岡市長の認証を受けた日（2020年8月14日）から施行します。

#### 附則

この定款は、

2022年2月27日の臨時総会により改訂し

福岡市長の認証を受けた日（2022年4月28日）から施行します。



## 子どもにやさしいまち 福岡アピール2021

「子どもにやさしいまちづくり」は、「国連子どもの権利条約」の自治体レベルでの実現を目指してユニセフが提起し、世界に展開しているものです。私たちは、この趣旨に賛同し、わがまちで実現することを願う人々のネットワークをひろげてきました。

2016年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが明記されました。2019年の改正後は、「児童の意見表明権を保障する仕組み」の制度化に向けたうごきが急速にすすみ、「子どもアドボカシーセンター福岡」も誕生しました。また福岡県内で子どもの権利条例を定めたのは、今年4月に施工した那珂川市を含めて6自治体になり、ようやく1割に達しました。

私たちは、子どもに関わるあらゆる分野に子どもの権利条約の理念が波及し、「子どもの権利を保障する社会の仕組み」へと発展していくことを願い、次の行動指針を掲げ、日々の生活の中から積み重ねていきます。

### 私たちの行動指針

1. 大人は、子どものためという理由で、子どもが今を生きる機会を奪わないこと。
2. 赤ちゃんをはじめ、すべての子どもの意見、声に耳を傾けること。
3. 子どもを取り巻く現状を知り、子どもに関わる課題を深く意識すること。
4. すべての子どもが、家庭的で安心できる環境の下で暮らせること。
5. すべての子どもが、持っている可能性を開き自立への道を支えること。
6. 子どもの生活圏に、いつでも行ける心の解放区（居場所）があること。
7. 地域に、子どもを中心にした多様な関係を結ぶ場があること。
8. 子どもが育つ家や建物、道や公園が「子どもにやさしい視点」でつくられること。
9. 子どもの声を社会へ届け、課題解決に向けて政策を提言すること。
10. 多くの市民や行政との連携を広げ、「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくこと。

2021年12月12日

第20回 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」in 福岡



## <子どもNPOセンター福岡 沿革>

- 2003年2月 「子どもが育つ地域づくりフォーラム」 (第1回) 開催
- 2003年9月 子どもNPOセンター福岡設立総会
- 2004年1月 「子どもが育つ地域づくりフォーラム」 (第2回) 開催
- 2004年2月 NPO法人子どもNPOセンター福岡設立総会 (同年7月認証)
- 2005年 市民参加型里親普及事業(ファミリーシップふくおか)開始 (～現在) (福岡市)
- 2006年 「子どもの村福岡を設立する会」 設立支援
- 2006年 「子どもにやさしいまちづくり」 ネットワーク 発足
- 2006年 「子どもNPOジャーナル」 創刊 (「会報」改め)
- 2007年 第5回市民フォーラムよりテーマ「子どもにやさしいまちづくり」
- 2007年 若者の居場所づくり事業開始 (福岡市) (～現在)
- 2008年 ブックレット「新しい絆を求めて」 発行
- 2010年 「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」 始まる(参加)
- 2010年 「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」 支援チャリティコンサート  
(日本財団助成 九州交響楽団主催: 3年継続)
- 2010年 福岡市長選挙候補者への公開質問状・市長との懇談 (ネットワーク)
- 2011年 ふくおか子ども白書 2011 (第1回) 発行
- 2012年 ふくおか共助社会づくり NPOと行政の協働部門受賞 (福岡県)
- 2012年 「子どもの学びと居場所づくり事業」 開始 (福岡市委託・共同事業体) (～2017年度)
- 2015年 全国フォーラム「里親推進フォーラム in 福岡」 福岡市と共催
- 2016年 児童福祉法改正 「第15回市民フォーラム」 に反映
- 2018年 「5年後の目標と行動計画」 策定
- 2018年 子どもアドボカシー事業開始
- 2020年 令和2年度「子供と家族・若者応援団表彰」 内閣府特命担当大臣表彰受賞

特定非営利活動法人 NPO Center for children Fukuoka

# 子どもNPOセンター福岡

【住所】810-0005 福岡市中央区清川1-11-9ステイツ天神南202号室

【TEL】050-1743-5971 【FAX】050-3512-4545

【Mail】[info@npoccf.jp](mailto:info@npoccf.jp) 【URL】<https://npoccf.jp/>